

改正 平成18年3月24日掛川市条例第7号 平成18年3月24日掛川市条例第17号

平成18年12月22日掛川市条例第50号 平成23年10月5日掛川市条例第24号

東遠カルチャーパーク総合体育館条例（平成17年掛川市条例第169号）の全部を改正する。

— 主な見直しポイント —

- ①管理者を「教育委員会」から「市長」に変更した（全体）。
- ②総合体育館の設置目的を明確化した（第2条）。
- ③「開館時間」「休館日」の規定を削除した（第3条）。
→市が規則で定めず、指定管理者の裁量で設定できるようにした。
- ④「指定管理者の指定の手続」に関する条文（第11条）を第4条の次に移動した。
→「事業計画書」の用語の前後関係による修正。
- ⑤商業目的で利用する場合の料金については、指定管理者の裁量で設定できるようにした（第9条及び別表）。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、東遠カルチャーパーク総合体育館の設置、管理等に関し、管理者を市長とし必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 スポーツの振興を図るとともに、市民の体力及び健康増進に寄与し、ひいては、市民が楽しく交流できる場として、東遠カルチャーパーク総合体育館（以下「体育館」という。）を掛川市大池2250番地に設置する。

第3条 削除

（体育館の管理）

第4条 体育館の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

また、施設を分割し、複数の指定管理者を指定することを妨げない。

2 前項の規定により指定管理者が行う体育館の管理の業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 体育館の使用の許可に関する業務
- (2) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 体育館の開館時間及び休館日の決定
- (4) 施設利用料金の決定
- (5) 前4号に掲げるもののほか、体育館の運営に関し市長が必要と認める業務

（指定管理者の指定の手続）

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に最も適合していると認める団体を指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が、施設の設置目的に合致したものであること。

(2) 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用及びサービスの向上を図るものであること。

(3) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費につき、収支均衡を図ることができるものであること。

(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

(使用の許可)

第6条 体育館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、体育館の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 体育館の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、体育館の使用を不相当と認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、体育館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。

(1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。

(2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第9条 使用者は、指定管理者に対し、体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額のほか、指定管理者があらかじめ事業計画書に定め、市長が承認するものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、指定管理者が提出する事業計画書に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は、返金しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ事業計画書に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、

体育館の管理を行わなければならない。

第13条 削除

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例（以下「新条例」という。）第4条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第11条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の東遠カルチャーパーク総合体育館条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長が行った許可その他の行為（新条例第4条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。）が行った許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際旧条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為（新条例第4条第2項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月24日掛川市条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日掛川市条例第17号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日掛川市条例第50号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月5日掛川市条例第24号）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例（以下「新条例」という。）第8条第3項の規定による承認は、この条例の施行前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

別表（第9条関係）

1 施設利用料金

(1) アリーナ

(単位：円)

区分			使用時間		午前9時 から 午後 正午 まで	午後1時 から 午後 4時 まで	午後4時 から 午後 6時 まで	午後6時 から 午後 9時 まで 30分 まで
			全面	一般	4,800	4,800	3,200	4,800
アマチュアスポーツ等に使用する 場合	入場料を 徴収し ない 場合	全面	一般	4,800	4,800	3,200	4,800	
			高校生以下	2,400	2,400	1,600	2,400	
		4分の 3面	一般	3,600	3,600	2,400	3,600	
			高校生以下	1,800	1,800	1,200	1,800	
		半面	一般	2,400	2,400	1,600	2,400	
			高校生以下	1,200	1,200	800	1,200	
		4分の 1面	一般	1,200	1,200	800	1,200	
			高校生以下	600	600	400	600	
	入場料を 徴収す る 場合	2,000未満		14,400	14,400	9,600	14,400	
		2,000以上3,000未満		16,800	16,800	11,200	16,800	
		3,000以上4,000未満		19,200	19,200	12,800	19,200	
		4,000以上		24,000	24,000	16,000	24,000	
	控室 1			1時間につき300				
	控室 2			1時間につき300				
控室 4			1時間につき300					

(2) 武道場

(単位：円)

区分			使用時間		午前9時 から 午後 正午 まで	午後1時 から 午後 4時 まで	午後4時 から 午後 6時 まで	午後6時 から 午後 9時 まで 30分 まで
			全面	一般	1,800	1,800	1,200	1,800
アマチュアスポーツ等に 使用する 場合	全面	一般	1,800	1,800	1,200	1,800		
		高校生以下	900	900	600	900		
	半面	一般	900	900	600	900		
		高校生以下	450	450	300	450		

(3) 弓道場

(単位：円)

区分			使用時間		午前9時 から 午後 正午 まで	午後1時 から 午後 4時 まで	午後4時 から 午後 6時 まで	午後6時 から 午後 9時 まで 30分 まで
			全面	一般	900	900	600	900
専用	アマチュアスポーツ等に 使用する 場合	全面	一般	900	900	600	900	
			高校生以下	450	450	300	450	
		半面 (5立)	一般	500	500	350	500	
			高校生以下	250	250	200	250	
個人 使用	一般		3時間につき100					
	高校生以下		3時間につき50					
和室	アマチュアスポーツ等に使用する場合		1時間につき200					

(4) 研修室

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
非営利目的に使用する場合	全面	1 時間 600
	片面	1 時間 300

(5) プール・トレーニング室・スタジオ

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
プール	個人使用 一般	1 回 500
	小・中学生	1 回 200
	3 歳以上	1 回 100
トレーニング室	大人（高校生以上）	1 回 400
	小人（中学生）	1 回 200
スタジオ	専用使用 アマチュアスポーツ等	1 時間 600

2 照明設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面全点灯	1 時間 1,400
	全面 2 分の 1 点灯	1 時間 700
	片面全点灯	1 時間 700
	片面 2 分の 1 点灯	1 時間 350
	4 分の 1 面全点灯	1 時間 350
	4 分の 1 面 2 分の 1 点灯	1 時間 180
武道場	全面点灯	1 時間 500
	片面点灯	1 時間 250

3 冷暖房・空調設備利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面	1 時間 5,000
	控室 1	1 時間 100
	控室 2	1 時間 100
	控室 4	1 時間 100
武道場	全面	1 時間 1,000
スタジオ	全面	1 時間 400
弓道場専用使用	全面	1 時間 200
研修室	全面	1 時間 200

4 備品利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
電光表示板	1 式	1,000
バスケットゴール	1 対	500
フットサルゴール	1 対	200
ハンドボールゴール	1 対	200
バレーボール用具	1 コート	200
バドミントン用具	1 コート	100
卓球台	1 台	100
テニス用具	1 コート	200
インディアカ用具	1 コート	100
トランポリン用具	1 台	300
トランポビクス	1 式	200
レクリエーション用具	1 種目 1 セット	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1 台	200

5 その他利用料金

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
メインアリーナ放送室	1 式	5,000
放送設備 (アリーナ・武道場・弓道場・研修室・スタジオ)	各 1 式	1,000
託児 (生後 6 月から就学前までの幼児)	1 人	300

改正 平成18年11月28日掛川市教育委員会規則第14号

平成18年12月25日掛川市教育委員会規則第27号

平成24年 1月24日掛川市教育委員会規則第6号

東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則（平成17年掛川市教育委員会規則第38号）の全部を改正する。

— 主な見直しポイント —

- ①管理者を「教育委員会」から「市長」に変更した（全体）。
- ②「開館時間」「休館日」に関する規定を削除した（第2条及び第3条）。

（趣旨）

第1条 この規則は、東遠カルチャーパーク総合体育館条例（平成17年掛川市条例第230号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

第3条 削除

（公告）

第4条 市長は、条例第4条第1項の規定により体育館の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1） 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- （2） 管理の基準及び業務の範囲
- （3） 指定をする予定期間（指定管理者が作成する事業計画書に基づき、市が承認、決定する。）
- （4） 申請の方法
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（指定の申請）

第5条 条例第11条第1項の規定による申請を行うものは、東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第1項に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- （1） 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- （2） 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- （3） 前項に規定する申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （4） 体育館の管理に関する業務の収支予算書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定の通知）

第6条 市長は、条例第11条第2項の規定による指定をしたときは、指定したものに対し、東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定書（様式第2号）により通知するものとする。

(事業報告)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後、条例第4条第2項各号に規定する業務に関し、事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(使用権の譲渡禁止)

第8条 条例第5条第1項に規定する許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、体育館の使用を終了したときは、当該施設等を速やかに原状に復さなければならない。条例第7条第1項の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を制限されたときも、同様とする。

(損害賠償)

第10条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により体育館の施設又は設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則第4条の規定による公告は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際改正前の東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則様式第5号及び様式第7号により提出されている申請書は、改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則（平成18年11月28日掛川市教育委員会規則第14号）

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成18年12月25日掛川市教育委員会規則第27号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用許可に係る使用料の減免から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

附 則（平成24年1月24日掛川市教育委員会規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

東遠カルチャーパーク総合体育館の指定管理者の指定を受けたいので、東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則第5条第1項の規定により、申請します。

（注）申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- （1）事業計画書
- （2）定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本
- （3）法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- （4）指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- （5）体育館の管理に関する業務の収支予算書
- （6）その他市長が必要と認める書類

東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定書

年 第 号
月 月 日

様

掛川市長 印

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、東遠カルチャーパーク総合体育館条例第11条第2項の規定により、次のとおり指定したので、東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則第6条の規定により、通知します。

指定をした施設	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(注) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、東遠カルチャーパーク総合体育館条例に定めるもののほか、詳細については、協議の上、別に定めるものとする。

東遠カルチャーパーク総合体育館 指定管理者候補者公募要項（見直し案）

— 主な見直しポイント —

- ① 「施設の設置目的」「管理運営方針」を明確化した。
- ② 市が「指定管理者が行う業務」を決めた上で公募するのではなく、指定管理期間を含め、指定管理者が事業計画の中で管理運営上必要な業務を自由に提案するスタイルに変更した。
- ③ 「独立採算制」による管理運営を導入した。
- ④ 「契約保証金」の納入を義務付けた。
- ⑤ 施設設備等に対する指定管理者の投資行為を認めた。
- ⑥ 指定管理者の自己都合による撤退等に対応するため、「損害賠償責任」に関する項目を設けた。
- ⑦ 複数の団体で応募する場合、管理運営コンソーシアムを設立し、構成団体間で協定を結ぶことを明記した。

次のとおり、東遠カルチャーパーク総合体育館の指定管理者を募集します。

1 指定管理者の募集

掛川市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び東遠カルチャーパーク総合体育館条例（平成17年条例第230号）第4条第1項の規定により、東遠カルチャーパーク総合体育館の管理運営業務を行う指定管理者の募集を行います。

2 対象施設の概要

- | | |
|---------|--|
| (1)施設名称 | 東遠カルチャーパーク総合体育館 |
| (2)愛称 | さんりーな |
| (3)所在地 | 掛川市大池2250番地 |
| (4)施設規模 | 鉄筋コンクリート造 地上2階一部地下1階 総面積10,578㎡ |
| (5)施設内容 | ①アリーナ 2,442㎡（66m×37m、観客席1008席、車椅子席40席）
②武道場 664㎡（33m×20m）
③弓道場 遠的3人立、近的9人立
④研修室 118㎡（72人収容）
⑤プール 863㎡（25mプール×6コース、幼児プール、採暖室）
⑥トレーニング室 230㎡
⑦スタジオ 130㎡
⑧駐車場 250台 |

3 施設の設置目的

スポーツの振興を図るとともに、市民の体力及び健康増進に寄与し、ひいては、楽しく市民が交流できる場を提供することを目的とします。

4 施設の管理運営方針

利用者が体育館に来て、継続的にやってみたくなる魅力的なプログラムや施設機能を活用し、「ここでしか得られない、満足感、充実感、達成感」を感じられるような施設運営を目指すとともに、普段、体を動かす機会が少ない人が、体育館でのスポーツ活動などを通じて、体を動かすことの「楽しさ」や、健康でいることの「喜び」を感じられるような施設にします。

また、上記のような市民満足度を最大化させるサービスの提供により収入増を図り、収益が施設の管理経費を上回るような施設運営を行います。

5 指定管理者が行う業務

指定管理者が自ら事業計画を策定し、市の承認を得た後、当該計画に基づいて施設の管理運営に必要な全ての業務を行ってください。

(1) 独立採算制による管理運営

指定管理者は、利用料収入及び自ら行う事業収入により全ての管理運営経費を賄ってください。

なお、次の経費は市が負担します。

- ① 1件10万円以上の施設の修繕費用。
- ② 現存施設の更新費用。
- ③ 地震その他災害発生時の復旧費用。

(2) 契約保証金の納入

適切な施設の管理運営を確保するため、指定管理者の指定に当たっては、当該指定管理者から契約保証金を預かります。

なお、保証金については、指定管理期間が満了した時点、不可抗力等による指定の終了及び掛川市議会が指定管理者指定議案を否決した場合には返還します。

ただし、指定管理者の責に帰すべき理由により指定管理が終了した場合は返還しません。

- ① 保証額は、前年度の施設管理費の○分の○に相当する額とします。
- ② 納入期日は、平成○○年○○月○○日とします。
- ③ 国債、地方債、履行保証保険、または金融機関が発注する保証書（銀行保証）等の確実な担保が提供された場合は、契約保証金を免除することとします。

(3) 施設設備等に対する指定管理者の投資

施設の設置目的が損なわれない範囲で、利用者のサービス向上のために施設の新築、

増改築及び機械設備の充実等、教育委員会が承認した事業計画に基づき、指定管理者自ら投資を行うことができます。

これによって形成された資産は、指定管理期間満了時或いは指定管理者交代時に、譲渡、残存価値による買い取り、撤去等の処理を行います。これについては、投資に関する事業計画書が提出された際に事前協議し、取り扱いを決めておくこととします。

なお、指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者が交代する場合には、教育委員会は事前協議の結果に関係なく残存価値による買い取りを行いません。

(4) 禁止事項

- ①市の承認がない事業計画の実施
- ②公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる行為
- ③集团的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められる行為
- ④その他本施設の使用を不相当と認めるとき

(5) 地震その他災害発生時の取り扱い

当該施設は、地震その他災害発生時の防災拠点となっておりますので、有事の際は如何なる理由があっても、市が施設を優先利用します。

また、指定管理者は、防災拠点としての機能発揮及び運営について、最大限の協力をしていただくこととなります。

なお、協力を要した費用についてはその実費について、指定管理者の請求に基づいて市が負担します。

6 指定管理者の指定の期間

応募者が、自ら策定した事業計画書の内容に見合う指定管理期間を提案してください。正式には、市が承認した事業計画に基づいて決定します。

7 利用料金及び自主事業収入

(1) 利用料金収入

市が条例等に定めた料金表に基づいて行った時間貸し、貸し施設等により得た利用料金は、指定管理者の収入とします。

なお、別に定める「東遠カルチャーパーク総合体育館利用料金減免要綱」に基づいて、利用料金の徴収を免除した場合は、その免除分の全額を市が負担します。

(2) 自主事業収入

指定管理者は、市が承認した事業計画（自主事業の料金設定を含む）に定められた自主事業を行うことにより収入を得ることができます。

(参考例)

- ①教室等事業収入
- ②興行等事業収入
- ③物販事業収入（販売、自動販売機等）

8 応募資格

- (1)個人ではなく、法人又はその他団体（以下「団体」という。）であることが必要です。
- (2)複数の団体がグループを構成して応募することは可能です。この場合、当該施設の管理運営コンソーシアムを設立し、構成団体でコンソーシアム協定を締結してください。
- (3)次の各号に該当する団体（コンソーシアムの構成員も含む。）は応募できません。
 - ①会社更生法、民事再生法の規定に基づき更生又は再生の手続きをしている団体
 - ②地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されている団体
 - ③国税及び地方税を滞納している団体
- (4)複数の団体がグループを構成して応募する場合は、次の事項について留意してください。
 - ①コンソーシアム協定で選出された代表団体が、応募に関する全ての事務を行ってください。
 - ②コンソーシアムには名称を付け、その名称で応募してください。
 - ③1 2の提出書類の(2)及び(5)から(8)については、構成員全員がそれぞれ提出してください。
 - ④コンソーシアム協定書に規定される事項は、別冊「様式集の例示的指針」を参照してください。

9 募集要項の配布

- (1)配布期間等
 - ①期間：平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）から平成〇〇年〇〇月〇〇日（○）まで
 - ②時間：午前〇〇時〇〇分から午後〇〇時〇〇分まで ※土日祝日は除く
- (2)配布場所
掛川市〇〇〇〇課（掛川市役所本庁〇階）
- (3)配布方法
配布場所に来所または、掛川市ホームページからダウンロードしてください。

10 募集説明会の開催

- (1)開催日時等

①第1回目

日時：第1回：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前〇〇時〇〇分から

場所：掛川市役所4階会議室1-C

内容：公募要項の内容について

②第2回目

日時：第2回：平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前〇〇時〇〇分から

場所：掛川市役所4階会議室1-C

内容：各団体からの質問事項に対する統一回答（解説）

(2) 申込方法

参加を希望する場合は、募集説明会参加申込書（様式4）に記入の上、掛川市〇〇〇〇課へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

なお、参加人数については、1申請者につき2人までとします。

(3) 申込期間

申込書をご持参される団体等は、午前9時00分から午後5時00分までにご持参ください。（※土日祝日は除く）

①第1回目の申込期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から〇〇月〇〇日（〇）まで

②第2回目の申込期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）から〇〇月〇〇日（〇）まで

1.1 質問の受付

(1) 受付方法

ご質問がある場合は、質問票（様式5）に記入の上、掛川市〇〇〇〇課へ持参、郵送、FAXまたは電子メールにより送付してください。（受付期間内必着）

(2) 受付期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日（×）から〇〇月〇〇日（×）まで

(3) 回答方法

掛川市ホームページで回答書を公開するとともに、全ての申請団体等に対し電子メールにて回答書を送付します。

また、第2回目の説明会にて回答内容を解説します。

1.2 申請書の受付

(1) 提出方法

掛川市〇〇〇〇課（掛川市役所本庁〇階）に提出してください。

郵送、FAX、電子メールでの提出はできません。

(2) 受付期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日（×）から〇〇月〇〇日（×）まで

受付時間：午前9時00分から午後5時00分まで ※土日祝日は除く

(3) 受付場所

掛川市〇〇〇〇課（掛川市役所本庁〇階）

(4) 提出書類の部数

正本1部、副本10部（副本は写しで可）。

1.3 提出書類

(1) 東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定申請書（様式第4号）

(2) 団体概要書（様式1）

(3) 事業計画書（様式2）

(4) 東遠カルチャーパーク総合体育館の管理に関する業務の収支予算書（様式3）

（平成〇〇年度から平成〇〇年度までの〇〇ヶ年分）

(5) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類の謄本

(6) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(7) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(8) 法人税、消費税及び地方消費税の各納税証明書（直近1年間）

(9) グループで応募する場合は、コンソーシアム申請構成表（様式6）

(10) グループで応募する場合は、コンソーシアム協定書（様式自由、ただし例示的指針を参照）

提出書類は、証明書を除きA判とします。

1.4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定にあたっては、掛川市指定管理者候補者選定委員会の場において、応募者から当該施設の管理運営に対する企画を提案していただき、その中から最も優れた提案をしていただいた応募者を指定管理者候補者として選定します。

(2) 選定の基準

指定管理者候補者の選定にあたっては、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管

理者候補者として選定します。

①事業計画は、施設の設置目的に合致しているか。

②独立採算の試算内容について

・ 商圏設定、収支予測、収入構造等試算条件は適切であるか。

③応募者の経営実績について（過去3ヵ年）

・ これまでの団体等の経営実績はどうか。

また、その実績、経験・技術の蓄積が積極的に反映されている事業計画の内容か。

④応募者の能力

・ 事業計画書の内容を確実かつ安定して履行するための物的・人的能力を有しているか。

1 5 選定結果の通知

申請者あてに、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに通知します。

1 6 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された団体については、平成〇〇年〇〇月の掛川市議会定例会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

なお、指定管理者の投資を前提とした管理運営が事業計画に盛り込まれている場合は、事業計画の内容に整合する指定管理期間を提案していただき、10年以内において市が決定します。

1 7 協定書の締結

(1) 包括協定

指定管理者の投資を前提とした管理運営が事業計画に盛り込まれている場合は、指定期間中を包括し、市が承認した事業計画に基づき、包括協定を締結します。

(2) 単年度協定

市が承認した事業計画書に基づき、単年度協定を締結します。

1 8 留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 申請者に対して、提出された書類の内容について説明を求めることがあります。

(3) 提出された書類の内容を変更することはできません。

(4) 次に掲げる場合に該当したときは、当該申請は失格又は無効とします。

①提出された書類に虚偽の記載があったとき。

②申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

(5)提出された書類は、返却しません。

1 9 責任分担

市と指定管理者の責任分担は、原則次のとおりとします。

項 目		市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価・変動	物価変動に伴う経費の増		○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		○
利用者の変動	市の事情による利用者の減	○	
	事業計画による利用者見込みとの相違		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品等の不備による事故や火災等に伴う臨時休業等の運営リスク	協議事項	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品等の損傷、利用者への損害、臨時休業等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎに係る費用負担			○
施設の管理運営			○
利用者及び地域住民等からの要望、苦情及び訴訟等対応			○
施設の修繕、改修等		※ ¹ 協議事項 1 件 10 万円 以上の場合	○ 1 件 10 万円 未満の場合
施設の整備・改修		○	
備品等の維持管理	管理責任		○
	所有権	○	
施設の使用許可等			○

施設の目的外使用許可		○	
利用料金の徴収			○
減免の決定			○
第三者への賠償			※ ² ○
災害時対応	現場対応		○
	指示	○	
事故、火災等による施設の復旧	※ ³ 協議事項		
天災その他不可抗力による施設の復旧		○	

※1 原則として市の負担としますが、協議のうえ指定管理者負担となる場合があります。

※2 指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者及び周辺住民等に損害を与えた場合が対象となります。

※3 事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は指定管理者が有するものとします。

- ・指定管理者が負担するものの内、指定管理の継続に重大な影響を及ぼす事案については、その都度協議します。
- ・本責任の分担のほか疑義のあるものについては、その都度協議します。

20 再委託の取り扱い

(1) 全部委託の禁止

指定管理者は、受託業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできません。

(2) 部分委託の取り扱い

施設の管理運営を効率的・効果的に行う上で必要と判断される業務は、業務の一部を他の者に委託することができます。

(3) 協働型の部分委託の促進

業務の部分委託を行う際、施設の特定利用団体や支援組織等が「自らの活動の場は自ら手で」という協働の精神に立脚して施設管理業務に参画する意思がある場合は、積極的に当該団体等に対し部分委託することとします。

また、市は市民協働を推進する観点から、協働型の部分委託について、受託者として適格な者の情報を提供することがあります。

21 損害賠償責任

(1) 指定管理者は、次のいずれかに該当したときは、その損害を賠償することになります。

① 当施設の管理運営の実施に関し、指定管理者の責めに帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えたとき。

② 市が、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者とする指定を取り消し、又は期

間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、市に損害を与えたとき。

③指定管理者の自己都合により指定管理期間満了前に撤退し、市に損害を与えたとき。

(2)市は、体育館の設置者の責任において、火災のほか必要な損害賠償等の保険に加入します。

(3)指定管理者は、市の損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、必要に応じて保険等に加入してください。

(4)指定管理者は、自治法第244条の2第11項の規定により、指定の取り消しを受け、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、市に対してその損害の賠償請求をすることができません。

2 2 事業実施状況の評価及び協議

市は、指定管理者制度導入施設の円滑な管理運営を確保するため、年度終了時に指定管理業務の実施状況について評価を実施します。指定管理者が事業計画書の内容の履行を怠ったと評価されるときは、市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取り消しを行います。

また、施設の管理運営上、解決すべき懸案事項を整理し、指定管理者と協議します。

なお、評価結果は市ホームページ等で情報公開します。

(1)年度終了時には事業報告書の提出を義務づけます。

(2)年度途中においても、市が必要と判断した時には、指定管理者に管理運営状況や経理状況等に関して報告を求めます。

(3)施設において災害、事件・事故等があった場合の報告は、最大限の迅速・正確性を求めます。

(4)市は、指定管理者からの各種報告の内容を確認し、必要な措置を行います。

また、定期または随時に担当職員による現地調査を実施し、指定管理者への指示、協議等を行います。

2 3 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了、もしくは指定の取り消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるよう協力していただきます。

2 4 関係法規の遵守

業務を遂行する上で、以下の法規を遵守しなければなりません。その他関係する法規がある場合は、それらを遵守することとします。

- (1) 地方自治法
- (2) 東遠カルチャーパーク総合体育館条例、同条例施行規則
- (3) 掛川市個人情報保護条例
- (4) 掛川市行政手続条例

2 5 スケジュール

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 募集要項の配布 | 平成27年3月～9月末 |
| (2) 募集説明会の開催 | 第1回：平成27年5下旬
第2回：平成27年9月上旬 |
| (3) 質問の受付 | 平成27年4月～8月下旬 |
| (4) 申請の受付 | 平成27年4月～9月末 |
| (5) 選定委員会の開催 | 平成27年10月上旬～11月中旬 |
| (6) 選定結果の通知 | 平成27年11月末までに通知します |
| (7) 指定管理者の指定 | 平成27年12月 |
| (8) 協定書の締結 | 平成29年4月 |

2 6 添付書式

- (1) 東遠カルチャーパーク総合体育館指定管理者指定申請書（様式第4号）
※東遠カルチャーパーク総合体育館条例施行規則第7号第1項関係
- (2) 団体概要書（様式1）
- (3) 事業計画書（様式2）
- (4) 東遠カルチャーパーク総合体育館の管理に関する業務の収支予算書（様式3）
- (5) 募集説明会参加申込書（様式4）
- (6) 質問票（様式5）
- (7) グループ申請構成表（様式6）

2 7 問い合わせ先

掛川市〇〇〇〇課（掛川市役所本庁舎〇階）
〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1
電話 0537-〇〇-〇〇〇〇
FAX 0537-〇〇-〇〇〇〇
電子メール ××××@city.kakegawa.shizuoka.jp
担当 〇〇〇〇係 〇〇